**令和８年（フ）第５２９号**
兵庫県姫路市林田町下構109番地32
債務者　廣瀬　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第２６５号**
奈良市杉ヶ町25番地の１　フェリス駅前103号
債務者　絹川　隆子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
奈良地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第１６０号**
鳥取県米子市東福原４丁目21番８号　205号
債務者　佐伯　愛香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**令和８年（フ）第７７７号**
広島市安佐南区大町西１丁目19番26―102号Ｂ棟
債務者　平本　裕太
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第９５０号**
広島市東区光町１丁目７番７―102号
債務者　小林　樹史
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１２０号**
山口県下関市秋根北町８番35号　立花アパート　103号、前住所山口県長門市油谷後畑3719番地３
債務者　ミスターらーめんこと　水津　　博
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和８年（フ）第２９８号**
愛媛県松山市市坪北１丁目19番３号　市坪団地３棟47号
債務者　楠野かよみ
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
松山地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３０７号**
愛媛県松山市和泉北１丁目２番３号　和泉マンション203号
債務者　川上　貴也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
松山地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３１３号**
愛媛県松山市古川西３丁目３番33号　オックスフォードサーカスカメリア405号
債務者　築田　百恵
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
松山地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３２６号**
愛媛県松山市古三津１丁目６番37号
債務者　大西　亞聖
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
松山地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第９４号**
福岡県築上郡築上町大字椎田1778番地１
債務者　市川　京子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**令和８年（フ）第５２４号**
熊本市西区花園１丁目10番５号
債務者　森田　健一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第５２５号**
熊本市西区花園１丁目10番５号
債務者　森田　倫代
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第３８１号**
宮崎市平和が丘西町25番地１　県営住宅２棟108号
債務者　星本　妙子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第３８８号**
宮崎市大字赤江218番地　ｓｕｎｎｙｍａｉｓｏｎⅡ202号
債務者　得平　優雅
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第１４０６号**
東京都福生市大字熊川1377番地１たまカルチャープラザドミトリー110号室
債務者　杉山梨緒グレース
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１４４１号**
東京都八王子市上柚木２丁目８番地12ブルー・ベル203号
債務者　高田　勝哉
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部